

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫  
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 進 藤 晃  
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
八幡総合支所	7月31日	8月23日～ 10月13日	9月12日
松山総合支所	7月31日	8月23日～ 10月13日	9月13日
平田総合支所	7月31日	8月23日～ 10月13日	9月15日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

---

## 八幡総合支所

### 指摘事項

#### 【契約】

#### ○業務完了報告書等の提出がなかったもの

「やわたクラシックコンサート 2022」企画運営業務委託（契約金額 1,350,000 円）について、コンサート実施日（令和 4 年 10 月 3 日）に請求書を受理し 10 月 17 日に支払っているが、契約書に規定されている業務完了報告書等の提出が確認できなかった。

契約書にのっとり業務完了報告書等の提出を求め、適切に検査等を行い、委託した業務内容を確認した上で委託料を支払うこと。